

## 日本労働年鑑 第56集 1986年版

The Labour Year Book of Japan 1986

## 第三部 労働政策

## II 賃金政策

## 概要

一、八五年度における地域別最低賃金額改定の目安における引き上げ率は、三・六%となった。この公益委員の見解にたいして労使ともに反対し、とくに使用者側委員は、規模三〇人以下の中小企業の賃金調査結果三・五%に、〇・一ポイント加えた点に強く反対した。その結果八五年度においても目安は、公益委員見解として示されることになった。

一、八五年度においては、産業別最低賃金の見直しがおこなわれることになっていたが、当面の問題として八五年度における産別最賃の改定について、公益委員から「昭和六〇年度における産業別最低賃金の改定に関する取扱方針」が提示され、中央最賃審議会の全員協議会において「建議」として決定された。

一、八四年八月一〇日一万五五四一円(六・四四%)の国家公務員給与改定の勧告をおこなった。これにたいし、政府は一〇月三日三・四%内引き上げ、四月一日実施を閣議決定した。人事院は、八五年八月七日一万四三一二円(五・七四%)の国家公務員の給与改定を勧告した。この勧告には、国家公務員の職務内容の複雑化、専門化に対応して、従来の八等級制(行政職俸給表(一))を一一等級制に改める内容がふくまれている。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)